

まず、株主数の確保が挙げられる。数年前、筆者らが直接に聞いた企業の事例では、株主数が不足して東京証券取引所の市場第一部（以下「東証一部」という）指定から二部への指定替え基準（注一三）に抵触する懸念が生じ、この回避のために金券等の株主優待を拡充したとのことであった。たしかに、株主優待の拡充により同社の個人株主数は拡充前の二、七二〇名から六、〇〇六名へと大幅に増加した。話を聞いた当時の同社の当期純利益は五億八、〇〇〇万円であったが、株主優待の支出額は二、〇〇〇万円強であるとのことであった。しかし、株主優待に要した金額は税務上は交際費であり（注一四）、費用として認められるのはその額の五〇%のみであるため、実事上のコストはもっと高い。そして、筆者らが調べた限り、東証一部から二部への指定替えを回避するためには株主優待を導入または拡充したと考えられる企業は二〇一六年四月～二〇一九年六月の間に四一社あり、そのうち金券等の株主優待の企業は二八社に上った（注一五）。

さらに、最近では東証一部から二部への指定替え回避の目的だけでなく、東証一部指定基準充足のためにも株主優待が使われている。二〇一六年四月～二〇一九年六月に東証一部指定となつた企業二四〇社のうち、六三社は東証一部指定日前の二年以内に株主優待の導入または拡充をしている（注一六）。六二社のうち四六社については、株主優待導入または拡充直前であり（注一四）、費用として認められるのはその額の五〇%のみであるため、実事上のコストはもっと高い。そして、筆者らが調べた限り、東証一部から二部への指定替えを回避するためには株主優待を導入または拡充したと考えられる企業は二〇一六年四月～二〇一九年六月の間に四一社あり、そのうち金券等の株主優待の企業は二八社に上った（注一五）。

この背景として、二〇一五年にコード改訂により「縮減に関する方針・考え方」を示さねばならなくなつたことがあるといわれる（注二一）。二〇〇〇年代に入つて金融機関は政策保有株式の保有を大きく減らした（注二二）。そして、コード改訂により、いよいよ事業会社も政策保有株式を削減せざるを得ないと理解し、前述のとおり個人株主を政策保有株式についての説明を求められ、二〇一八年のコード改訂により「縮減に関する方針・考え方」を示さねばならなくなつたことがあるといわれる（注二三）。二〇〇〇年代に入つて金融機関は政策保有株式の保有を大きく減らした（注二三）。そして、コード改訂により、いよいよ事業会社も政策保有株式を削減せざるを得ないと理解し、前述のとおり個人株主を政策保有株式の代替となる安定株主としてとらえ始めたのである。しかし、政策保有株式の縮減に関連するコード改訂の趣旨は、「安定株主の存在が企業経営に対する規律の緩みを生じさせている」と等である（注二四）。また、「安定株主が株主構成に占める割合が高すぎれば、資本市場を通じた会社経営の規律が緩むことになる」（注二五）との見解もある。したがつて、株主優待を

興味深いことに、中長期保有の安定株主作りを目的として株主優待を導入した企業であつて

持することの妥当性に疑問なしとしない。

3 安定株主作り

近年急速に株主優待導入企業が増加し、その企業数が一、四九一社にも上つたのは、以上の理由のみではないだろう。

多くの企業は、株主優待導入の理由を「当社株式の魅力を向上させ、長期保有の促進を目指しております」等と説明し、専門家の説明も「持ち合い株や政策保有株が売却される側の企業に投資家にとって非常に高い実質利回りとなつた。このように高いコストを支払つて、基準を満たす株主数を確保し、東証一部に指定された事例もある。

しかし、そもそも、企業の事業内容や株主還元政策に魅力がないから株主数が増加しない、または、減少しているのではないかだろうか。そして、株主数が減少した場合は該当企業の株式の流動性も低くなることから、取引所のルールとして市場一部から二部への指定替えまたは上場廃止とするのである。つまり、普通株式としては投資対象として魅力がないが、金券等の株主優待の魅力により何とか株主数を確保している企業が少なくないということだ。上場企業の経営者としては、株主優待が多くて多くの投資家に投資してもらえるよう努めることが本筋であり、特に自社製品・サービスではなく金券等を購入して配布する場合においては、コストをかけて市場一部指定の承認を受けるまたは維持するまでの手順があるが、株主優待制度の導入・見直し「である」（注一八）、「優待制度によつて個人投資家に株式の長期保有を促進することは、従来の株式持合いと同様に、敵対的買収への防衛策という意味合いもある」（注一九）、「保有期間によって内容を変える株主優待制度に関する」保有株式数が同じであつても、保有期間が長い株主に対する優待の内容を、保有期間が短い株主に対するものよりも優遇するというものであり、安定株主づくりといふ目的がより一層強いといえる」（注二〇）、等となつてゐる。

一、四九一社の株主優待制度導入企業のうち、四二四社は一年以上継続保有する株主、そのうち二八〇社は二年以上継続保有する株主を優遇している（注二一）。なかには一年刻みで七年を超えるまで株主優待が増加し続ける株主優遇の事例もある。

二一のとおり、近年は金券等を配布する例が急増している。これは実質的に個人株主に対する配当金の上乗せと考えられないであろうか。株主優待が利益配当か否かの論点については、一九六二年当時、自社製品以外・サービス以外であつた場合は相当問題があるとの見解（注三〇）もあつた。

しかし、近年の学説では、株主優待制度は現物配当にあたらないと認められる場合があるという見解が有力であり、その根拠は、①会社の事業上のサービスあるいは宣伝の一環にすぎないこと、②会社の財産を減少させるものではないこと、③個人株主作りのための有用性とまとめられているようだ（注三一）。

四 過去の法的評価と現在の株主優待の実態

1 判例

株主優待に関する判例は少ない（注二八）。これらの判例は、いざれも電鉄事業を営む会社が行う株主優待としての乗車券の配布に関するものであつたが、株主優待そのものの適法性が争われたわけではない。そして、ほぼ持株数に比

例して乗車券が配布される事例であり、大株主が特に不利と考えられるものではなかつた。

また、「株主優待」ではないが、議決権行使を条件として株主一名につきクオカード一枚（五〇〇円）を提供したケースでは、会社法一二〇条一項の利益供与に該当するとされた事例がある（注二九）。

2 現物配当該当性

二一のとおり、近年は金券等を配布する例が急増している。これは実質的に個人株主に対する配当金の上乗せと考えられないであろうか。株主優待が利益配当か否かの論点については、一九六二年当時、自社製品以外・サービス以外であつた場合は相当問題があるとの見解（注三〇）もあつた。

しかし、近年の学説では、株主優待制度は現物配当にあたらないと認められる場合があるという見解が有力であり、その根拠は、①会社の事業上のサービスあるいは宣伝の一環にすぎないこと、②会社の財産を減少させるものではないこと、③個人株主作りのための有用性とまとめられているようだ（注三一）。

るものが増加し、……経営者を漫然と支持するという状況が存在するのであれば、株主優待制度は資本市場を通じた経営者の規律を歪めるという点で、否定的に評価されるべきものである。」(注三三)との考え方もある。四三および五1においても述べるが、筆者らも、③の「個人株主作りのための有用性」に疑問を抱いており、目的が個人株主作りの場合であっても、現物配当には当たらないと考えることはできないだろうと感じている。

そして、仮に金券等が現物配当だと考えられることが正当化できるのかという疑問が生ずる」(注三三)との考え方もある。四3および五1においても述べるが、筆者らも、③の「個人株主作りのための有用性」に疑問を抱いており、目的が個人株主作りの場合であっても、現物配当には当たらないと考えることはできない

るものではないということになる。

だらうと感じている。

そして、仮に金券等が現物配当だと考えられることが正当化できるのかという疑問が生ずる」とすれば、三3の事例のように分配可能額がなく金券等を株主優待として配布することはそもそも行い得ないということになる。

3 株主平等原則

(1) 株主平等原則の例外としての株主優待

旧商法には株主平等の原則について明文の規定はない。これを定める会社法一〇九条は会社法制定時に新設されたものである。もちろん、旧商法下においても、株主平等の原則は厳に守られるべきで、一定の株数以上の株主に対し乗車券を与えることを定款で定めても無効の疑いがあるとの考え方があった(注三四)。また、株主優待は、株主の権利でもなく(会社が一方的に

社もあり、このうち二社の今期の会社予想配当は無配、かつ、前期の分配可能額は0である。現在のよだな低金利の時代に、持株数によつて実質配当利回りがこれほど異なつてよいのであらうか。また、分配可能額がない企業が、株主優待を通じて実質利回りを3%以上としていることに問題はないのだろうか。

4 株主優待と利益供与

金券等の株主優待自當てで株式を買った個人株主は、その金券等の配布を実行してくれる経営者に対して、株主総会で反対投票を投じにくいだろう。経営者が株主優待は中長期の安定株主作りを目的としていると公言している場合、または長期保有の株主を短期保有の株主よりも株主優待で優遇している場合は、株主総会において会社側提案への賛成を促しているとも考えられ、会社法一二〇条の「株主の権利の行使に關し、財産上の利益の供与」に抵触していないか再検討する余地もあるのではないか。

5 取締役の善管注意義務

四2で述べたとおり、金券等の株主優待は会社財産の流出である。そして、その会社財産の流出に見合った合理的なリターンの説明ができるない状態を放置している取締役は、善管注意義務がある可能性があるだろう。

この点に関連した判例として、分配可能額がない企業による利益配当としての株主優待乗車

内容を変更できる」とから)契約でもなく、慣習法で平等の原則の特例ができると解釈せざるを得ないとの見解もあった(注三五)。

しかし、近年は、株主優待と株主平等原則について、実態を認する方向で解釈されるようになってきたようである。たとえば、「株主平等の原則違反の有無の判断は、種々の要素を考慮しつつ形式的にはなく実質的ななされるべき……程度が軽微であれば、実質的に平等になつてきただよまでのことではないとする見解は、……妥当である」(注三六)、「この制度が肯認される理由はむしろ、……形式的に厳密な平等取扱いの要求は、会社自体のより大きい合理的必要性(この場合には安定株主の確保、株式投資の吸引など)の前には譲歩すべきであることに求めるのが適当」(注三七)、「現物配当の脱法としてされる場合はともかく、実務上一般的な株主優待制度は、厳格な株式平等原則の適用事例ではなく、合理的な事務処理の観点からその妥当性が検討されるべきである」(注三八)等の見解がある。ただし、これらは、二〇一〇年以降に急増した金券等ではなく、鉄道会社の優待乗車券、興業会社の無料入場券等を念頭に置いていたものと思われ、金券等のみを配布する事例を正面から論じた見解ではないであろうと筆者らは理解している。

株主優待として提供されるものが自社製品・サービスならば首肯できないわけではないが、筆者らは、最近の金券等の配布を行う株主優待の見解がある。この場合には安定株主の確保、株式投資の吸引など)の前には譲歩すべきであることに求めるのが適当」(注三七)、「現物配当の脱法としてされる場合はともかく、実務上一般的な株主優待制度は、厳格な株式平等原則の適用事例ではなく、合理的な事務処理の観点からその妥当性が検討されるべきである」(注三八)等の見解がある。ただし、これらは、二〇一〇年以降に急増した金券等ではなく、鉄道会社の優待乗車券、興業会社の無料入場券等を念頭に置いていたものと思われ、金券等のみを配布する事例を正面から論じた見解ではないであろうと筆者らは理解している。

株主優待として提供されるものが自社製品・サービスならば首肯できないわけではないが、筆者らは、最近の金券等の配布を行う株主優待

は、株主平等原則に反する可能性があるのではないかと感じている。三1のとおり、株主優待としての自社製品・サービスの提供が、自社のファンを作り、業績に寄与する可能性を追求するためであれば、筆者らも反対はしない。なぜなら、目的が合理的であると認められることから、株主優待によって株主間に多少の不公平があつても、株主平等原則を厳格に適用する必要はない」と考えられるからである。ただし、三3のように金券等のみを配布して安定株主作りを目的とする株主優待は、四2の経営者を漫然と支持するという状況が資本市場を通じた経営者の規律を歪めるとの指摘(注三九)のとおり、経営陣の保身のために会社の費用で金券等を配布していると理解されるかもしれない。つまり、株主優待の目的が安定株主作りである場合は、株主平等原則の例外と考へることが適切ではない可能性があるのでないかとも思われる

ある。

(2) 持株数で大幅に異なる実質利回り

たとえば、一単元株主が、株主優待のクオカードの受領により、実質配当利回りが1%以上向上する事例も少なくない。三2のとおり、かつては実質配当利回りが5・6%向上した例もあつたが、直近の状況を筆者らが調べた限りでは、クオカードを株主優待とする企業三九三社のうち一一社において実質配当利回りが1%以上向上する結果となつた(注四〇)。一一社のうち実質利回りが3%以上向上する企業は七

革に逆行するものだと感じている。

安定的に長期保有する株主を増やしたいのであれば、経営者は経営方針、経営計画などを真摯に説明し、かつ、実行して、株主からの継続的な支持を得る努力をするべきである。長期的視座に立つた投資スタイルの株主と、金券等が目当ての長期保有の安定株主はまったくの別物である。

2 コストに対するリターンの不透明性

三2および3で述べたとおり、株主優待を行うことにはコストがかかる。そもそも株式会社は営利企業であり、経営者は企業価値=株主価値を向上させる責務があり、コードの原則五一二にあるとおり、自社の資本コストを踏まえて経営資源の配分について説明しなければならない。たとえば、株主優待としての自社製品・サービスの提供を通じ、ファンを増やして業績寄与を図るのであれば、コストとリターンの分析が可能かもしれないが、金券等を配布する場合には、リターンをどのように分析することができるのであらうか。

本稿は、筆者らが投資実務を通じて問題だと感じた株主優待についてまとめたものである。筆者らは、従来の学説が、現在のように株主優待制度が金券等のみの配布にまで急激に広まつて、株主平等原則に反する可能性があるのでないかと感じている。三1のとおり、株主優待としての自社製品・サービスの提供が、自社のファンを作り、業績に寄与する可能性を追求するためであれば、筆者らも反対はしない。なぜなら、目的が合理的であると認められることから、株主優待によって株主間に多少の不公平があつても、株主平等原則を厳格に適用する必要はない」と考えられるからである。ただし、三3のように金券等のみを配布して安定株主作りを目的とする株主優待は、四2の経営者を漫然と支持するという状況が資本市場を通じた経営者の規律を歪めるとの指摘(注三九)のとおり、経営陣の保身のために会社の費用で金券等を配布していると理解されるかもしれない。つまり、株主優待の目的が安定株主作りである場合は、株主平等原則の例外と考へることが適切ではない可能性があるのでないかとも思われる

ている状況を想定したものではない可能性があると感じている。そして、二一のようく、株主優待として金券等を選択する企業が増加して、

従前の学説の前提となっていた「自社製品・サービスの提供」ではない事例が急増していること、および、目的から「企業のファン作り」が消えて「安定株主作り」のみの事例が増えたことから、現在の株主優待制度についての整理を法的評価も含めあらためて行う必要性が高まってきたと考えている。

二〇一九年の未来投資会議における成長戦略実行計画（注四一）において、「日本企業の競争力、信頼性を一層グレードアップさせるため、グローバルスタンダードに沿って、コープレート・ガバナンスの更なる強化が求められており、日本の株式市場が海外投資家にとって魅力的になることが政府の方針として掲げられている。この潮流の中での「株主優待」という日本国内の個人投資家だけが恩恵を享受する制度が、日本の投資家のみならず、すでに日本の上場企業の約三〇%を保有している海外投資家（注四三）にどのように映るかということも議論されるべきではないか。

金券等を配布する株主優待によって実力以上の評価を受けていた株価が、仮に同制度が廃止された場合には実力どおりの評価となり、仮に下落したとしても、株主としては甘受すべきであるう。日本の株式市場のガラパゴス化を防ぎ、グローバルな観点から魅力的な株式市場を

創るために、本稿が一助となれば幸いである。

（注一） 東洋経済新報社『会社四季報（一九八七年）集計号』一一一頁～一一七頁。

（注二） 東洋経済新報社『会社四季報（一九八九年）集計号』二〇〇九頁～二〇七五頁。

（注三） 東洋経済新報社・前掲（注一）。なお一九八七年五月一二日に金券等に該当する株主優待制度として最初の企業であるタカラが、テレホンカードを株主優待の選択肢の一部とする」とを発表した（タカラ、株主優待制度始める）。

（注四） 東洋経済新報社『会社四季報（一九八九年三集春号）』二〇四八頁～二〇五頁。

（注五） 東洋経済新報社・前掲（注一）。

（注六） 持株数の増加と株主優待との関係は、本文のような例もあるが、たとえば「一〇〇株以上、〇〇〇円相当」一、〇〇〇株以上六〇〇円相当」と階段状となつており、持株数によって株主優待内容は増加するが比例はしない。具体的な数値は企業によってさまざまである。

（注七） 「株主優待バブル加熱」二〇一七年四月一日付日本経済新聞朝刊一面。

（注八） アメリカについては次のウェブページより。<https://www.thebalance.com/the-world-of-shareholder-perks-and-benefits-356147>

また、イギリスについては、バークレイズ銀行HP (<https://www.barclays.co.uk/smart-investor/>)

（注一八） Quick Astra Manager やび東京証券取引所のデータ。

（注一九） 東京証券取引所有価証券上場規程三〇八条（注一九）および三一五条。株主数が一部指定の時までに、一、二〇〇人以上となる見込みのあることが形式要件の一部として定められる。

（注一八） 前田昌孝「個人株主を重視する時代」月刊資本市場三六八号（二〇一六年）三六頁。

（注一九） 大杉謙一「新会社法における株主平等の原則」新堂幸司『山下友信編「会社法と商事法務」（商事法務、二〇〇八）』一六頁。

（注二〇） 松井秀樹「会社法下における株主優待制度」新堂・山下・前掲（注一九）五六頁。

（注二一） 東洋経済新報社・前掲（注一九）。

（注二二） コード原則一・四において、「政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針を開示すべきである」と定められている。

（注二三） 東京証券取引所「株式分布状況調査」。

上場企業全体の信託銀行を除く金融機関の持株比率は、二〇〇〇〇年度に二一・七%であったが、二〇一八年度は八・一%まで低下した。

（注二四） 東京証券取引所「フォローアップ会議の提言を踏まえたコード原則ガバナンス・コードの改訂について」に寄せられたパブリック・コメントの結果について（二〇一八年六月一日）五七頁、五八頁。

（注二五） 加藤貴仁「株主優待制度についての覚書」江頭憲治郎先生古稀記念「企業法の進路」（有斐閣、二〇一七）一三一頁。

（注二六） Quick Astra Manager のデータ。有価証

券報告書記載の「個人その他の」の保有割合を個人持株比率として算定。

二〇一六年四月～二〇一九年六月に長期株主優待の導入または拡充を発表した二二五社のうち、個人持株比率および個人株主数がともに増加した企業は九四社あり、増加前の同比率および増加幅の中央値は三七・五%および一・三%にすぎない一方、個人株主数の増加率の中央値は二三・八%となっている。

同期間に金券等の株主優待の導入または拡充を発表した一五九社のうち、個人持株比率および個人株主数とともに増加した企業は六〇社があり、増加前の同比率および増加幅の中央値は四三・六%および二・一%にすぎない一方、個人株主数の増加率の中央値は七二・四%となっている。

（注二七） 東京証券取引所・前掲（注二三）。

（注二八） 持株数にほぼ比例して配布される株主優待乗車券について、利益配当（現物配当）に該当するとした例（高知地判平成二年三月二十八日金融・商事判例八四九号三五頁）および、株主優待乗車券の交付基準を超える株主優待乗車券の交付は、譲渡権行使に関連して行われたものではなく利益供与には該当しないが、代表取締役の善管注意義務違反であるとした例（高松高判平成二年四月一一日金融・商事判例八五九号三頁）。

（注二九） 東京地判平成二九年一二月六日判例タイムズ二五八号六九頁。

（注二九） 吉田ほか・前掲（注一）一六頁〔吉田発言〕。

（注三一） 弥永真生「会社法の実践トピックス24」

（日本評論社、二〇〇九）三四四頁～三七頁。

（注三二） 加藤・前掲（注一五）一三九頁。

（注三三） 弥永・前掲（注三一）三七頁。

（注三四） 田中耕太郎「改正会社法概論」下巻（岩波書店、一九五五）三〇五頁。

（注三五） 吉田ほか・前掲（注一）一三頁〔吉田発言〕。

（注三六） 落合誠一「株主平等の原則」鈴木竹雄（第三版）（有斐閣、一九九一）三三八頁。

（注三七） 大隅健一郎「今井宏『会社法論』上巻（第三版）」（有斐閣、一九八三）二二二頁。

（注三八） 森本滋「会社法・商行為法手形法講義（第四版）」（成文堂、二〇一四）一三〇頁注四。

（注三九） 加藤・前掲（注二五）一三九頁。

（注四〇） 株主優待対象の最低株式数に対する利回りを二〇一九年六月末現在の株価を用いて算定。なお、最低株式数を一定期間継続保有していないと株主優待対象とならない場合は、一定期間保有しているものとして算定。

（注四一） 高知地判平成二年三月二八日金融・商事判例八四九号三五頁。

（注四二） 令和元年第四回経済財政諮問会議第二回未来投資会議（令和元年六月二日）配布資料一（成長戦略実行計画案）一五頁。

（注四三） 東京証券取引所・前掲（注二三）二〇一八年度の外國人株主比率は二九・一%である。

<investments/shareholder-benefits/> より。

（注一〇） 前掲（注七）日本経済新聞。

（注一一） 日本社史全集刊行会編『東武鉄道六十年史』（常盤書院、一九七七）五五八頁、五五九頁。

（注一二） カナメのHP (<http://www.kagome.co.jp/company/firafanyutai>) には、「株主のみなさまへのカードを株主優待の選択肢の一部とする」とを発表した（タカラ、株主優待制度始める）。

（注一三） 吉田昇ほか『座談会』株主優待制度の現状と問題点』本誌二二二号（一九六一）五頁〔江頭啓輔発言〕。

（注一四） 日本社史全集刊行会編『東武鉄道六十年史』（常盤書院、一九七七）五五八頁、五五九頁。

（注一五） Quick Astra Manager のデータ。東証一部指定期後から二〇一六年四月～二〇一九年六月に株主優待を導入または拡充した企業のうち、導入または拡充直前の本決算現在の株主数が三一〇〇〇名を下回っていた企業を東証一部から二部への指定替えを回避する目的の企業とした。

（注一六） 東京証券取引所有価証券上場規程三一一条（号）。市場一部銘柄の内国株券は、株主数が事業年度末において一、二〇〇〇人未満となり、一年以内に二、二〇〇〇人以上にならないときは、二部銘柄へ指定替えるとなる。

（注一七） 東京証券取引所有価証券上場規程三一一条（号）。市場一部銘柄の内国株券は、株主数が事業年度末において一、二〇〇〇人以上にならないとすれば、「ファン株主は一般消費者よりもカゴメの商品を通じて、KAGOME を知っています」と記載されている。

（注一八） 「カゴメ、先駆者悩ます個人株主の高齢化」二〇一九年三月七日付日本経済新聞電子版によれば、「ファン株主は一般消費者よりもカゴメの商品を通じて、KAGOME を知っています」と記載されている。

（注一九） 吉田昇ほか『座談会』株主のみなさまへのカードを株主優待の選択肢の一部とする」とを主旨としております」と記載されている。

（注二〇） 「カゴメ、先駆者悩ます個人株主の高齢化」二〇一九年三月七日付日本経済新聞電子版によれば、「ファン株主は一般消費者よりもカゴメの商品を通じて、KAGOME を知っています」と記載されている。

（注二一） 東京証券取引所有価証券上場規程三一一条（号）。市場一部銘柄の内国株券は、株主数が事業年度末において一、二〇〇〇人未満となるとされ、二部銘柄へ指定替えるとなる。

（注二二） 東京証券取引所有価証券上場規程三一一条（号）。市場一部銘柄の内国株券は、株主数が事業年度末において一、二〇〇〇人未満となるとき、二部銘柄へ指定替えるとなる。

（注二三） 東京証券取引所有価証券上場規程三一一条（号）。市場一部銘柄の内国株券は、株主数が事業年度末において一、二〇〇〇人未満となるとき、二部銘柄へ指定替えるとなる。

（注二四） 令和元年第四回経済財政諮問会議第二回未来投資会議（令和元年六月二日）配布資料一（成長戦略実行計画案）一五頁。

（注二五） 令和元年第四回経済財政諮問会議第二回未来投資会議（令和元年六月二日）配布資料一（成長戦略実行計画案）一五頁。

（注二六） 令和元年第四回経済財政諮問会議第二回未来投資会議（令和元年六月二日）配布資料一（成長戦略実行計画案）一五頁。

（注二七） 令和元年第四回経済財政諮問会議第二回未来投資会議（令和元年六月二日）配布資料一（成長戦略実行計画案）一五頁。

（注二八） 令和元年第四回経済財政諮問会議第二回未来投資会議（令和元年六月二日）配布資料一（成長戦略実行計画案）一五頁。

（注二九） 令和元年第四回絏済財政諮問会議第二回未来投資会議（令和元年六月二日）配布資料一（成長戦略実行計画案）一五頁。

（注二九） 令和元年第四回絏済財政諮問会議第二回未来投資会議（令和元年六月二日）配布資料一（成長戦略実行計画案）一五頁。

（注二九） 令和元年第四回絏済財政諮問会議第二回未来投資会議（令和元年六月二日）配布資料一（成長戦略実行計画案）一五頁。

（注二九） 令和元年第四回絏済財政諮問会議第二回未来投資会議（令和元年六月二日）配布資料一（成長戦略実行計画案）一五頁。

（注二九） 令和元年第四回絏済財政諮問会議第二回未来投資会議（令和元年六月二日）配布資料一（成長戦略実行計画案）一五頁。

（注二九） 令和元年第四回絏済財政諮問会議第二回未来投資会議（令和元年六月二日）配布資料一（成長戦略実行計画案）一五頁。

（注二九） 令和元年第四回絏済財政諮問会議第二回未来投資会議（令和元年六月二日）配布資料一（成長戦略実行計画案）一五頁。